

番号	412
特定事業の名称	条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業
措置区分	法律
特例を講ずべき法令等の名称及び条項	地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の3第3項
特例を講ずべき法令等の現行規定	条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村長へ移譲し、当該事務権限を定める個別法令の適用が当該市町村に対してなされることとされた後も、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等を行うこととされている場合において、これらの協議等については、市町村は都道府県を経由して行うこととする。
特例措置の内容	都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村(特別区及び都道府県の加入しない同法第284条第1項の広域連合を含む。以下同じ。)が処理することとした場合(当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。)において、当該市町村が処理する事務(以下「特例事務」という。)に係る経由事務(同法第252条の17の3第3項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。)を行わないことが、当該都道府県事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務に係る経由事務を行わないこととする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	都道府県知事は、上記認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

番号	834
特定事業の名称	地方公共団体の長による学校施設の管理及び整備に関する事務の実施事業
措置区分	法律
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条、第24条等
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	学校施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校の校舎その他の施設(以下「学校施設」という。)及び当該地方公共団体の長の所管に属する公の施設の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校施設及び公の施設の一体的な利用(学校施設を学校教育の目的以外の目的に使用することを含む。)又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条及び第24条の規定にかかわらず、当該学校施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校施設については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関(管理者)として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読替えを行う。</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校施設の管理及び整備に関する事務のうち学校における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p>